

身体障がい者援護制度一覧表（その１）

	等 級						内 容	申請のとき必要なもの	備 考	窓 口
	1	2	3	4	5	6				
身体障害者手帳の交付	視覚、聴覚または平衡機能、音声、言語またはそしゃく機能、肢体不自由、心臓、腎臓、肝臓、呼吸器、ぼうこう、直腸または小腸機能、免疫機能に永続する障がいのある方							・県の指定医による診断書 ・写真（縦4cm×横3cm）	指定医については福祉課へお問い合わせください	福祉課
重度心身障害者医療費	○	○	○	△			※年齢制限・所得制限あり 町内居住の障がい者（65歳未満）・障がい児への医療費助成	・手帳 ・健康保険証 ・口座番号のわかるもの	4級の一部の方は、当該等級の初回取得時点で65歳未満の方が、65歳以上となり後期高齢者医療制度の障がい認定を受けることにより対象	福祉課
重度心身障害者入院生活費助成	○	○	○	△			病気等で入院をした場合、入院1日あたり400円の助成金を支給	・重度心身障害者医療費受給者証 ・入院証明書 ・証明書類の領収書	重度心身障害者医療費の資格登録者	福祉課
後期高齢者医療制度への加入	○	○	○	△			65～74歳で一定の障がいの状態にある方で、申請により広域連合の障がい認定を受けた場合、後期高齢者医療に加入できる	・手帳・健康保険証	詳細は、町民課後期高齢者医療担当窓口へ相談	町民課 後期高齢者医療担当
更生医療・育成医療の給付	○	○	○	○	○	○	障がいの軽減、機能回復等を目的とした医療費の給付 （例）角膜手術、心臓手術、血液透析療法等	・医学的意見書 ・医療費概算書 ・心電図（心臓手術の場合）	医療費総額の原則1割負担 （所得に応じて月額上限額あり）	福祉課
在宅重度心身障害者手当	○	○					※年齢制限あり 町内居住の障がい者（65歳未満）で住民税非課税の方へ支給 （特別障害者手当等の受給者・施設入者を除く）	・手帳 ・口座番号のわかるもの	7月、11月、3月末の年3回支給 ・20歳以上65歳未満 （住民税非課税の方）月5,000円 ・20歳未満 月8,000円	福祉課
特別障害者手当	△						在宅の重度障がい者で、常に特別の介護を要する状態にある者 （病院等に3か月以上入院している者、施設入所を除く、所得制限あり）	・手帳 ・世帯全員の住民票 ・年金証書 ・診断書 ・口座番号のわかるもの（本人名義）	月額 28,840円 （所得制限あり）	福祉課
障害児福祉手当	△	△					在宅の重度障がい児（20歳未満）へ支給 （障害年金受給者・施設入所者を除く、所得制限有）	同上	月額 15,690円 （所得制限あり）	福祉課
特別児童扶養手当	○	○	○	△			20歳未満の在宅の障がい児がいる場合に支給 （障害年金受給者・施設入所者を除く）	・手帳 ・世帯全員の住民票 ・受給者の戸籍抄本 ・口座番号のわかるもの	月額 1級 55,350円 2級 36,860円 （所得制限あり）	子育て支援課 子育て支援担当
障害基礎年金							国民年金加入中や20歳前に初診日のある病気・けがで障がいとなり、国民年金法で定める1級または2級の障がいの状態になった場合 ※納付要件あり	相談に必要な事項…年金番号、初診日、病歴	年額 1級 1,020,000円 2級 816,000円 ※国民年金法による等級です	町民課 国民年金担当
障害厚生年金							厚生年金保険加入中に初診日のある病気・けがで障がいとなった場合			春日部年金事務所 TEL：048-737-7112
心身障害者扶養共済制度	○	○	○				加入者（保護者）が死亡・重度障がい状態になった時に障がい者に年金支給 ※詳細は扶養共済のパンフレットを参照 掛金…加入者の年齢により1口月9,300～23,300円	・加入申込書 ・申込者告知書 ・障害証明書 ・年金管理指定届 ・住民票（障害者、加入者）・印鑑	年金 1口 月額 20,000円 2口 月額 40,000円	福祉課
JR運賃の割引（私鉄）	○	○	○	○	○	○	第1種で介護付の場合 第1種、2種で単独の場合は片道100km超のとき （私鉄については取り扱いが異なる場合があります）	・手帳提示	5割引	JR窓口 各私鉄鉄道会社
バス運賃の割引	○	○	○	○	○	○	県内発着バス	・手帳提示	運賃5割、定期券3割引 （小児定期券は割引なし）	各バス会社
国内航空運賃の割引	○	○	○	○	○	○	満12歳以上		各航空運送事業者が設定する割引率	各航空会社
タクシー運賃の割引	○	○	○	○	○	○		・手帳提示	1割引	各タクシー会社

身体障がい者援護制度一覧表（その２）

		等 級						内 容	申請のとき必要なもの	備 考	窓 口
		1	2	3	4	5	6				
公共施設等の利用料金の減免		△	△	△	△	△	△	博物館、美術館、動物園等の入館・入園料の減免	・手帳提示	減免額は施設により異なります	各施設
NHK放送受信料の免除		△	△	△	△	△	△	全額免除…身体障がい者の属する世帯全員が町民税非課税の場合 半額免除…視覚・聴覚・１、２級の身体障がい者が世帯主であり、契約者である場合	・手帳 ・印鑑	役場で証明を受け、最寄りのNHK営業所に申請書を郵送	福祉課 NHKさいたま放送局営業部 TEL：048-600-6711
N T T 番号案内の料金免除	視覚	○	○	○	○	○	○	番号案内１０４の利用料無料 ※肢体…上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	・手帳		N T T 支店・営業所 TEL：局番なし １１６
	肢体	△	△								
所得税の控除		○	○	○	○	○	○	特別障害者控除（１・２級） 400,000 円 同居の場合 750,000 円 障害者控除（３～６級） 270,000 円	・手帳	確定申告もしくは、年末調整で手続き	春日部税務署 勤務先
町県民税の控除		○	○	○	○	○	○	特別障害者控除（１・２級） 300,000 円 同居の場合 530,000 円 障害者控除（３～６級） 260,000 円	・手帳	住民税申告（確定申告）	税務課町民税担当
相続税の控除		○	○	○	○	○	○	特別障害者控除（１・２級） ８５歳に達するまでの年数×200,000 円 障害者控除（３～６級） ８５歳に達するまでの年数×100,000 円	・手帳		春日部税務署 TEL：048-733-2111
利子等の非課税		○	○	○	○	○	○	マル優（預貯金等）、特別マル優（国債等）、それぞれ元本合計額350万円までの利子が非課税			各金融機関
自動車税（環境性能割・種別割）・軽自動車税（環境性能割・種別割）の減免	視覚	○	○	○	△			4級のうち視力の良い方の眼の視力が0.08～0.1	・障害者手帳 ・車検証 ・運転免許証 ・納税通知書 ・印鑑 ほか （詳細は、担当にお問い合わせください。）	軽自動車税（種別割）は、 <u>納期限まで</u>	【普通自動車】 ・春日部県税事務所 TEL：048-737-2110 ・自動車税事務所春日部支所 TEL：048-763-4111 【軽自動車】 税務課町民税担当
	聴覚		○	○							
	平衡			○							
	音声			△				喉頭が摘出された場合に限る			
	上肢	○	○								
	下肢	○	○	○	○	○	○				
	体幹	○	○	○		○					
	内部	○		○							
	免疫	○	○	○							
有料道路の割引		○	○	○	○	○	○	5割引 （第１種身体障がい者の場合…本人及び介護者運転時に適応 第２種身体障がい者の場合…本人の運転時のみ適応）	・手帳・運転免許証・車検証	料金所で手帳の証明印を提示	福祉課
									【ＥＴＣ利用の場合】 ・ＥＴＣカード （原則として障害者本人名義のもの） ・ＥＴＣ車載器セットアップ申請書・証明書	有料道路事業所にデータ登録完了後、利用可能	
福祉タクシー利用 料金助成または 自動車燃料費助成		○	○	○				在宅の障がい者にタクシーの基本料金を助成 （タクシー券年間36枚以内）	・手帳	埼玉県内の協定を締結したタクシー会社で利用可能	福祉課
								在宅の障がい者に自動車燃料費を助成 （自動車等燃料費利用券年間500円×20枚以内）	・手帳 ・車検証（用途が自家用で、かつ車検証の使用者が障がい者本人又は親族等）	杉戸町内の給油所のうち町長が指定した給油所で利用できます	

身体障がい者援護制度一覧表（その３）

		等 級						内 容	申請のとき必要なもの	備 考	窓 口
		1	2	3	4	5	6				
運転免許取得費用の補助		△	△	△	△	△	△	取得費用のうち 180,000 円を限度とし、その2／3を補助	・印鑑 （補助決定後に実績報告書・領収書・運転免許証の写しを提出）	免許取得の事前相談は… 県警本部運転免許センター内 運転免許試験課適性相談室 TEL：048-543-2001 FAX：048-543-7727	福祉課
自動車改造費の補助		○	○	○	○	○	○	通勤等のために自動車のハンドル、ブレーキ、アクセルなどの改造が必要な場合、100,000 円の範囲で助成	・実施計画書・改造経費の見積書 （補助決定後に実績報告書・領収書の提出あり）	所得制限あり	福祉課
携帯電話基本使用料等の割引		○	○	○	○	○	○	基本使用料・通話料の割引		NTTドコモ・au・ソフトバンク 等	各電話取扱店
居宅改善整備	下肢	○	○					居室、便所、浴室等居宅の一部を障がいに応じ、使いやすく改造する場合、360,000 円の範囲内でその2／3を補助	・見積書 ・事業計画書 ・改善前の写真 ・印鑑 （補助決定後に実績報告書・改善後の写真・領収書の提出あり）	新築、増築は対象外 所得制限あり	福祉課
	体幹	○	○								
補装具の交付・修理・借受け		○	○	○	○	○	○	障がいのある部位を補って、日常生活を容易にするための補装具の交付と修理、借受け （例）盲人安全つえ、補聴器、義手、義足、車いす 等	・手帳 ・印鑑	サービス費用の原則 1 割負担	福祉課
日常生活用具の給付		○	○	△	△	△	△	在宅の重度障がい者（児）に対して、日常生活を容易にするための用具の給付、貸与 （例）特殊寝台、特殊マット、シャワーチェアー、ストマ等	・手帳 ・印鑑	所得により自己負担あり	福祉課
生活サポート事業		○	○	○	○	○	○	在宅の障がい児（者）の地域生活を支援するため、町に登録した団体が必要に応じてサービスを提供 （一時預かり、送迎、外出援助等）	・手帳	利用者負担あり （18歳未満は生計中心者の所得税に応じて補助あり）	福祉課
避難行動要支援者登録制度		○	○	△	△	△	△	地震、風水害などの災害時に、自力で避難することが困難な方を支援するための事前登録制度	・手帳 ・印鑑		危機管理課
NET119（緊急通報システム）		聴覚や言語機能に障がいのある方						携帯電話やスマートフォンを使い、素早く119番通報できるシステム		ご利用にあたって、事前に申し込みが必要です。	埼玉東部消防組合 指令課 TEL：0480-21-0119
障害福祉サービス		重度の障がいのため、日常生活に支障のある方						ホームヘルプ（食事、入浴などの身体介護・調理、洗濯などの家事援助・相談、助言など）、ショートステイ（在宅の障害者の家族が病気・冠婚葬祭等により一時的に介護できなくなった場合等に、施設において保護）など	・手帳 ・印鑑	サービス費用の原則 1 割負担 （所得等により軽減措置あり）	福祉課 ＊65歳以上の方は高齢介護課
入浴サービス		重度の障がいのため、独力または家族の介助では入浴が困難な方						指定された施設での入浴、または自宅へ入浴車を訪問させての入浴	・手帳 ・印鑑	月4回まで利用可 サービス費用の原則 1 割負担 （所得等により軽減措置あり）	福祉課 ＊65歳以上の方は高齢介護課
紙おむつの支給		在宅の重度障がい者の方で、常時、排泄の介護を必要とする方(概ね3歳以上)						町で定める範囲内の紙おむつを支給	・手帳 ・印鑑		福祉課 ＊65歳以上の方は高齢介護課

（注）この表は、身体障がい者の方が受けられる主な福祉サービスです。概要を簡単にまとめたものですので、詳しくは各窓口にお問い合わせください。

知的障がい者援護制度一覧表（その１）

	療育手帳の程度				内 容	申請のとき必要なもの	備 考	窓 口
	㊤	A	B	C				
療育手帳（みどりの手帳）の交付					児童相談所または知的障害者更生相談所において、知的障がいと判定された方に交付	・写真（縦4 cm×横3 cm）		
重度心身障害者医療費	㊤	㊤	㊤		※年齢制限・所得制限あり 町内居住の障がい者（65 歳未満）・障がい児への医療費助成	・手帳 ・健康保険証 ・口座番号のわかるもの		福祉課
重度心身障害者入院生活費助成	○	○	○		病気等で入院をした場合、入院一日あたり 400 円の助成金を支給	・重度心身障害者医療費受給者証 ・入院証明書 ・証明書類の領収書		福祉課
後期高齢者医療制度への加入	○	○			65～74 歳で一定の障がいの状態にある方で、申請により広域連合の障がい認定を受けた場合、後期高齢者医療に加入できる	・手帳・健康保険証	詳細は、町民課後期高齢者医療担当窓口へ相談	町民課 後期高齢者医療担当
在宅重度心身障害者手当	㊤	㊤			※年齢制限あり 町内居住の障がい者（65 歳未満）で住民税非課税の方へ支給 （特別障害者手当等の受給者・施設入所者を除く）	・手帳 ・口座番号のわかるもの	7月、11月、3月末の年3回支給 ・20 歳以上 65 歳未満 （住民税非課税の方）月 5,000 円 ・20 歳未満 月 8,000 円	福祉課
特別障害者手当	△				在宅の重度障がい者で、常に特別の介護を要する状態にある者 （病院等に3か月以上入院している者、施設入所者を除く）	・手帳 ・世帯全員の住民票 ・年金証書 ・診断書 ・口座番号のわかるもの（本人名義）	月額 28,840円 （所得制限あり）	福祉課
障害児福祉手当	○	△			在宅の重度障がい児（20歳未満）へ支給 （障害年金受給者・施設入所者除く）	・同上	月額 15,690円 （所得制限あり）	福祉課
特別児童扶養手当	○	○	○		20歳未満の在宅の障がい児がいる場合に支給 （障害年金受給者・施設入所者除く）	・手帳 ・世帯全員の住民票 ・受給者の戸籍抄本 ・口座番号のわかるもの	月額 1級 55,350円 2級 36,860円 （所得制限あり）	子育て支援課 子育て支援担当
障害基礎年金					国民年金加入中や20歳前に初診日のある病気・けがで障がいとなり、国民年金法で定める1級または2級の障がいの状態になった場合 ※納付要件あり	相談に必要な事項…年金番号、 初診日、病歴	年額 1級 1,020,000 円 2級 816,000 円 ※国民年金法による等級です	町民課 国民年金担当
障害厚生年金					厚生年金保険加入中に初診日のある病気・けがで障がいとなった場合			春日部年金事務所 TEL：048-737-7112
心身障害者扶養共済制度	○	○	○	○	加入者（保護者）が死亡・重度障がい状態になった時に障がい者に年金支給 ※詳細は扶養共済のパンフレットを参照 掛金…加入者の年齢により10月 9,300～23,300 円	・加入申込書 ・申込者告知書 ・障害証明書 ・年金管理指定届 ・住民票（障害者、加入者） ・印鑑	年金 10 月額 20,000 円 20 月額 40,000 円	福祉課
JR運賃の割引（私鉄）	○	○	○	○	第1種で介護付きの場合 第1種、2種で単独の場合は片道100km超のとき （私鉄については取り扱いが異なる場合があります）	・手帳提示	5割引	JR窓口 各私鉄鉄道会社
バス運賃の割引	○	○	○	○	県内発着バス	・手帳提示	運賃5割、定期券3割引 （小児定期券は割引なし）	各バス会社
タクシー運賃の割引	○	○	○	○		・手帳提示	1割引	各タクシー会社
国内航空運賃の割引	○	○	○	○	満12歳以上		各航空運送事業者が設定する割引率	各航空会社
公共施設等の利用料金の減免	○	○	○	○	博物館、美術館、動物公園等の入館・入園料の減免 （民間の施設も減免となる場合があります）	・手帳提示	減免額は施設により異なります	各施設

知的障がい者援護制度一覧表（その２）

	療育手帳の程度				内 容	申請のとき必要なもの	備 考	窓 口
	㊤	A	B	C				
携帯電話基本使用料等の割引	○	○	○	○	基本使用料・通話料の割引		NTTドコモ・KDDI・ソフトバンク	各電話取扱店
NHK放送受信料の免除	△	△	△	△	全額免除…知的障がい者の属する世帯員全員が町民税非課税の場合 半額免除…㊤、Aの障がい者が世帯主であり、契約者である場合	・手帳 ・印鑑	役場で証明を受け、最寄りのNHK営業所に申請書を郵送	福祉課 NHKさいたま放送局営業部 TEL：048-600-6711
NTT番号案内の料金減免	○	○	○	○	番号案内104の利用料無料	・手帳		NTT支店・営業所 TEL：局番なし 116
所得税の控除	○	○	○	○	特別障害者控除（㊤・A） 400,000 円 同居の場合 750,000 円 障害者控除（B・C） 270,000 円	・手帳	確定申告もしくは、年末調整で手続き	春日部税務署 勤務先
町県民税の控除	○	○	○	○	特別障害者控除（㊤・A） 300,000 円 同居の場合 530,000 円 障害者控除（B・C） 260,000 円	・手帳	住民税申告（確定申告）	税務課町民税担当
相続税の控除	○	○	○	○	特別障害者控除（㊤・A） 85 歳に達するまでの年数×200,000 円 障害者控除（B・C） 85 歳に達するまでの年数×100,000 円	・手帳		春日部税務署 TEL：048-733-2111
利子等の非課税	○	○	○	○	マル優（預貯金等）、特別マル優（国債等）、それぞれ 元本合計額350万円までの利子が非課税			各金融機関
有料道路の割引	○	○			5割引 （介護者運転の場合に限る）	・手帳・運転免許証・車検証	料金所で手帳の証明印を提示	福祉課
						【ETC利用の場合】 ・ETCカード（原則として 障害者本人名義のもの） ・ETC車載器セットアップ 申請書・証明書	有料道路事業所にデータ登録 完了後、利用可能	
自動車税・自動車取得税の 減免	○	○			障がい者の通院・生業のために使用する自動車で、 所有者・運転者等が一定の条件を満たす場合に 自動車税・自動車取得税が減免されます。	・障害者手帳 ・車検証 ・運転免許証 ・納税通知書 ・印鑑 ほか （詳細は、担当にお問い合わせください。）	軽自動車税（種別割）は、納期限まで	【普通自動車】 ・春日部県税事務所 TEL：048-737-2110 ・自動車税事務所春日部支所 TEL：048-763-4111 【軽自動車】 税務課町民税担当
福祉タクシー利用料金助成ま たは自動車燃料費助成	○	○	○		在宅の障がい者にタクシーの基本料金を助成 （タクシー券年間36枚以内）	・手帳	埼玉県内の協定を締結したタクシー 会社で利用可能	福祉課
					在宅の障がい者に自動車燃料費を助成 （自動車等燃料費利用券年間500円×20枚以内）	・手帳 ・車検証（用途が自家用 で、かつ車検証の使用者が障がい 者本人又は親族等）	杉戸町内の給油所のうち町長が 指定した給油所で利用できます	
日常生活用具の給付	○	△	△	△	在宅の知的障がい者（児）に対し、日常生活と容易にする ための用具の給付・貸与 （例）特殊マット、特殊便器、頭部保護帽等	・手帳 ・印鑑	所得により自己負担あり	福祉課

知的障がい者援護制度一覧表（その３）

	療育手帳の程度				内 容	申請のとき必要なもの	備 考	窓 口
	㊤	A	B	C				
生活サポート事業	○	○	○	○	在宅障がい児（者）の地域生活を支援するため、町に登録した団体が必要に応じてサービスを提供（一時預かり、送迎、外出援助等）	・手帳	利用者負担あり （ただし、１８歳未満は生計中心者の所得税に応じて補助あり）	福祉課
障害福祉サービス	重度の障がいのために、日常生活に支障のある方				ホームヘルプ（食事、入浴などの身体介護・調理、洗濯などの家事援助・相談、助言など）、ショートステイ（在宅の身体障がい者の家族が病気・冠婚葬祭等により一時的に介護できなくなった場合等に、施設において保護）など	・手帳 ・印鑑	サービス費用の原則１割負担 （ただし、所得等により軽減措置あり）	福祉課 ＊６５歳以上の方は高齢介護課
紙おむつの支給	在宅の重度障がい者の方で、常時、排泄の介護を必要とする方（概ね３歳以上）				町で定める範囲内の紙おむつを支給	・印鑑		福祉課 ＊６５歳以上の方は高齢介護課
避難行動要支援者登録制度	○	○	△	△	地震、風水害などの災害時に、自力で避難することが困難な方を支援するための事前登録制度	・手帳 ・印鑑		危機管理課

（注）この表は、知的障がい者の方が受けられる主な福祉サービスです。概要を簡単にまとめたものですので、詳しくは各窓口にお問い合わせください。

精 神 障 が い 者 援 護 制 度 一 覧 表 （ そ の １ ）

	等 級			内 容	申請のとき必要なもの	備 考	窓 口
	1	2	3				
精神障害者保健福祉手帳の交付				統合失調症、そううつ病、てんかん、認知症などの精神疾患を有する方で精神障がいのため長期にわたり社会生活への制約のある方に交付	・診断書または精神障がいを支給事由とする障害年金証書および振込通知書 ・写真(縦4cm×横3cm)		
後期高齢者医療制度への加入	○	○		65～74 歳で一定の障がいの状態にある方で、申請により広域連合の障がい認定を受けた場合、後期高齢者医療に加入できる	・手帳・健康保険証	詳細は、町民課後期高齢者医療担当窓口へ相談	町民課 後期高齢者医療担当
重度心身障害者医療費	○	△		※年齢制限・所得制限あり 町内居住の障がい者（65 歳未満）・障がい児への医療費助成（精神病床への入院分は対象外）	・手帳 ・健康保険証 ・口座番号のわかるもの	2 級の方は、当該等級の初回取得時点で 65 歳未満の方が、65 歳以上となり後期高齢者医療制度の障害認定を受けることにより対象	福祉課
重度心身障害者入院生活費助成	○	△		病気等で入院をした場合、入院 1 日あたり 400 円の助成金を支給	・重度心身障害者医療費受給者証 ・入院証明書 ・証明書料の領収書	重度心身障害者医療費の資格登録者	福祉課
在宅重度心身障害者手当	○			※年齢制限あり 町内居住の障がい者（65 歳未満）で住民税非課税の方へ支給 （特別障害者手当等の受給者・施設入所者を除く）	・手帳 ・口座番号のわかるもの	7 月、11 月、3 月末の年 3 回支給 ・20 歳以上 65 歳未満 （住民税非課税の方）月 5,000 円 ・20 歳未満 月 8,000 円	福祉課
特別障害者手当	△			在宅の重度障がい者で、常に特別の介護を要する状態にある者（病院等に 3 か月以上入院している者、施設入所者を除く）	・手帳 ・世帯全員の住民票 ・年金証書 ・診断書 ・口座番号のわかるもの（本人名義）	月額 28,840 円 （所得制限あり）	福祉課
障害児福祉手当	△	△		在宅の重度障がい児（20 歳未満）へ支給 （障害年金受給者・施設入所者除く）	・同上	月額 15,690 円 （所得制限あり）	福祉課
特別児童扶養手当	△	△	△	20 歳未満の在宅の障がい児がいる場合に支給 （障害年金受給者・施設入所者除く）	・手帳 ・世帯全員の住民票 ・受給者の戸籍抄本 ・口座番号のわかるもの	月額 1 級 55,350 円 2 級 36,860 円 （所得制限あり）	子育て支援課 子育て支援担当
障害基礎年金				国民年金加入中や 20 歳前に初診日のある病気・けがで障がいとなり、国民年金法で定める 1 級または 2 級の障がいの状態になった場合 ※納付要件あり	相談に必要な事項…年金番号、初診日、病歴	年額 1 級 1,020,000 円 2 級 816,000 円 ※国民年金法による等級です	町民課 国民年金担当
障害厚生年金				厚生年金保険加入中に初診日のある病気・けがで障がいとなった場合			春日部年金事務所 TEL：048-737-7112
心身障害者扶養共済制度	○	○	△	加入者（保護者）が死亡・重度障がい状態になった時に障がい者に年金支給 ※詳細は扶養共済のパンフレットを参照 掛金…加入者の年齢により 1 口月 9,300～23,300 円	・加入申込書 ・申込者告知書 ・障害証明書 ・年金管理指定届 ・住民票（障害者、加入者） ・印鑑	年金 1 口 月額 20,000 円 2 口 月額 40,000 円	福祉課
バス運賃の割引	○	○	○	県内発着バス	・手帳提示	運賃 5 割、定期券 3 割引 （小児定期券は割引なし）	各バス会社
国内航空運賃の割引	○	○	○	満 12 歳以上		各航空運送事業者が設定する割引率	各航空会社
公共施設等の利用料金の減免	○	○	○	博物館、美術館、動物公園等の入館・入園料の減免 （民間の施設も減免となる場合があります）	・手帳提示	割引額は施設によって異なります	各施設
携帯電話基本使用料等の割引	○	○	○	基本使用料・通話料の割引	・各電話取扱店で申請	N T T ドコモ・a u・ソフトバンク 等	各電話取扱店

精神障がい者援護制度一覧表（その２）

	等 級			内 容	申請のとき必要なもの	備 考	窓 口
	1	2	3				
県営住宅への入居	○	○		収入が一定額以下の世帯は、県営住宅の家賃の減額・入居者抽選において当選率が優遇されます			埼玉県住宅供給公社
NHK放送受信料の免除	△	△	△	全額免除…世帯員全員が町民税非課税の場合 半額免除…１級の手帳の方が世帯主であり契約者の場合	・手帳 ・印鑑	役場で証明を受け、最寄りのNHK営業所に申請書を郵送	福祉課 NHKさいたま放送局営業部 TEL：048-600-6711
NTT番号案内の料金減免	○	○		番号案内１０４の利用料無料	・手帳		NTT支店・営業所 TEL：局番なし 116
所得税の控除	○	○	○	特別障害者控除（１級） 400,000 円 同居の場合 750,000 円 障害者控除（２級、３級） 270,000 円	・手帳	確定申告もしくは、年末調整で手続き	春日部税務署 勤務先
町県民税の控除	○	○	○	特別障害者控除（１級） 300,000 円 同居の場合 530,000 円 障害者控除（２級、３級） 260,000 円	・手帳	住民税申告（確定申告）	税務課町民税担当
相続税の控除	○	○	○	特別障害者控除（１級） 85 歳に達するまでの年数×200,000 円 障害者控除（２級、３級） 85 歳に達するまでの年数×1 00,000 円	・手帳		春日部税務署 TEL：048-733-2111
利子等の非課税	○	○	○	マル優（預貯金等）、特別マル優（国債等）、それぞれ元本合計額３５０万円までの利子が非課税			各金融機関
自動車税・自動車取得税の減免	△			障がい者の通院・生業のために使用する自動車で、所有者・運転者等が一定の条件を満たす場合に自動車税・自動車取得税が減免されます。 ただし、自立支援医療の支給認定を受けている方に限ります。	・手帳 ・自立支援医療受給者証（精神通院医療） ・車検証 ・運転免許証 ・納税通知書 ・印鑑 ほか （詳細は、担当に問い合わせください）	軽自動車税（種別割）は、納期限まで	【普通自動車】 ・春日部県税事務所 TEL：048-737-2110 ・自動車税事務所春日部支所 TEL：048-763-4111 【軽自動車】 税務課町民税担当
福祉タクシー利用料金助成 または自動車燃料費助成	○	○		在宅の障がい者にタクシーの基本料金を助成 （タクシー券年間最大３６枚以内）	・手帳	埼玉県内の協定を締結したタクシー会社で利用可能	福祉課
				在宅の障がい者に自動車燃料費を助成 （自動車等燃料費利用券年間 500 円×20 枚以内）	・手帳 ・車検証（用途が自家用で、かつ車検証の使用者が障がい者本人又は親族等）	杉戸町内の給油所のうち町長が指定した給油所で利用できます	
生活サポート事業	○	○	○	在宅の障がい児（者）の地域生活を支援するため、町に登録した団体が必要に応じてサービスを提供（一時預かり、送迎、外出援助等）	・手帳	利用者負担あり （１８歳未満は生計中心者の所得税にに応じて補助あり）	福祉課

精神障がい者援護制度一覧表（その３）

	等 級			内 容	申請のとき必要なもの	備 考	窓 口
	1	2	3				
障害福祉サービス	重度の障がいのために、日常生活に支障のある方			ホームヘルプ（食事、入浴などの身体介護・調理、洗濯などの家事援助・相談、助言など）、ショートステイ（在宅の身体障がい者の家族が病気・冠婚葬祭等により一時的に介護できなくなった場合等に、施設において保護）など	・手帳 ・印鑑	サービス費用の原則１割負担（所得等により軽減措置あり）	福祉課 ＊６５歳以上の方は高齢介護課
紙おむつの支給	在宅の重度障がい者の方で、常時、排泄の介護を必要とする方（概ね３歳以上）			町で定める範囲内の紙おむつを支給	・印鑑		福祉課 ＊６５歳以上の方は高齢介護課
避難行動要支援者登録制度	○	○	△	地震、風水害などの災害時に、自力で避難することが困難な方を支援するための事前登録制度	・手帳 ・印鑑		危機管理課

（注）この表は、精神障がい者の方が受けられる主な福祉サービスです。概要を簡単にまとめたものですので、詳しくは各窓口にお問い合わせください。
（注）杉戸町障がい者就労支援センターにおいて、就職に向けた相談を行っています（１３頁参照）。